

「特殊勤務手当」及び「給料の調整額」のこれまでの主な見直し経過
(平成 12 年から平成 18 年)

【平成 12 年 4 月】

- 職員の特殊勤務手当に関する条例等制定
- 職員の給与に関する条例一部改正
- 東京事務所に勤務する職員の給料の調整額に関する規則等制定
- 特殊勤務手当について、東京都における住民訴訟の判例を契機として、他都市状況や国からの指導もあり、給与条例主義の徹底という観点から、市規則ではなく条例で定めることし、現行制度を基本としながらも、月額支給のものはできる限り日額支給に改めるとともに、東京事務所等勤務手当の廃止、緊急対策業務等手当の新設を行い、一定の改正を図った。
※現場手当や税務手当など級別区分に応じて手当の額が定められているものもあり。
- 国においては、一般職の職員の給与に関する法律において、「職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の官職に比して著しく特殊な官職」に対して、「俸給の調整額」が支給できる旨の規定があり、本市においても、今後より一層給与の適正化を図る観点から、国と同趣旨の措置として給料の調整額を支給するため、職員の給与に関する条例の一部を改正した。なお、東京事務所等勤務者手当の廃止により、管理職については管理職手当で措置することとし、係員については、給料の調整額を新設し、措置することとした。
※これまでは、清掃関係（現業）で級別に調整額が設定されているのみであった。（環境事業の業務に従事する職員の給料の調整額に関する規則）

【平成 13 年 4 月】

- 職員の特殊勤務手当に関する条例等一部改正
- 職員の給料の調整額に関する規則等制定
- 東京事務所に勤務する職員の給料の調整額に関する規則等廃止
- 人権文化センター等勤務手当、情報処理業務手当を廃止し、南港市場等勤務手当、船舶手当、福祉業務手当などの特殊勤務手当を調整額として措置するなどの見直し※を行った。
- 給料の調整額の支給を受ける職員及びその支給額に関して必要な事項を定めるため、規則を新設した。
※国の給与制度等に鑑み、他の給与制度で措置すべきものについては、当該制度において措置することし、改正前（特殊勤務手当）の取扱いを基本とした。

【平成 14 年 4 月】

- 職員の特殊勤務手当に関する条例等一部改正
- 職員の給料の調整額に関する規則等一部改正
- 特殊勤務手当について、社会情勢の変化や国・他都市の動向、制度の趣旨に合致しない手当は廃止、または対象範囲を改め、新たに必要とするものにつきましては新設するとともに、給料の調整額で措置すべきものについては、当該制度で措置※した。
※平成 13 年と同様に改正前の取扱いを基本に措置している。なお、税務手当を調整額として措置しているが、規則で上限を定め、運用で級別に額を設定している。

【平成 15 年 4 月】

- 職員の特殊勤務手当に関する条例等一部改正
- 職員の給料の調整額に関する規則等一部改正
- 第 2 部担当教員等特別手当を支給する職員の範囲を改め、第 2 部担当教員特別手当に名称変更するとともに、平成 14 年の改正において経過措置のため附則に規定した特別業務手当を廃止した。
- この間の特殊勤務手当の見直しの結果、平成 12 年の 53 種類から 35 種類となった。

【平成 17 年 4 月】

- 職員の特殊勤務手当に関する条例等一部改正
- 本市を取り巻く今日的な情勢を踏まえ、総務省から特殊勤務手当として措置すべきでないとの指摘があった変則勤務者手当、主任手当を廃止した。
※係長級以上の管理職手当廃止に伴い、東京事務所に勤務する係長級職員の調整額を係員と同額に改定している。

【平成 18 年 4 月】

- 職員の給料の調整額に関する条例制定
- 職員の給料の調整額に関する条例施行規則制定
- 単純な労務に雇用される職員の給料の調整額に関する規則一部改正
- 環境事業の業務に従事する職員の給料の調整額に関する規則等廃止
- 職員の特殊勤務手当に関する条例等一部改正

- 職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則等全部改正
- 特殊勤務手当については、平成 16 年 12 月に総務省において全国の都道府県・政令市の実態調査の結果が出され、その必要性についての見直しの要望があり、今まで以上に制度の透明性を確保し市民に対する説明責任を十分に果たすため、次の基準に着目し、市政改革マニフェストに基づく抜本の見直しを行った。
 - ① 著しい特殊性が認められるか
 - ② 重複しているか
 - ③ 支給方法は適切か
 - ④ 金額は妥当か
- 見直しの結果、交通局、水道局、学校園を除く市長部局では、特殊勤務手当については 28 種類から 17 種類になった。(R4.4 時点も同数)
- 給料の調整額についても、特殊勤務手当と同様に、全般的な精査を行い、制度の趣旨に沿った見直しを行い、人事委員会規則により支給される職員及び支給額を定めているところであるが、制度の透明性を確保し、市民の理解を得る趣旨から、精査の結果、支給すべきであると判断したものについては、支給要件及び支給額について、条例により定めることとした。
 - ① 著しく特殊な業務を恒常的に行っている
 - ② 著しく特殊な環境のもとで業務を行っている

【参考】

「特殊勤務手当」と「給料の調整額」について（平成 17 年人事委員会勧告より）

特殊勤務手当

著しく危険・不快・不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、当該勤務の特殊性が一時的、臨時的に発生することから、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められた勤務に従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給されるもの

給料の調整額

職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度勤務時間、勤労環境その他の勤務条件が、同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職であって、給与上の特別の考慮が必要であり、当該職務の特殊性が安定的・恒常的な職に対して、その特殊性に基づき措置されるもの。